

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹下 俊弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 竹下 俊弘 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社は、会社情報の適時開示及び名古屋証券取引所への正確な報告義務について重大な違反のおそれがあるとして、平成27年3月9日に名古屋証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されました。

その後、有価証券届出書及びこれに関する訂正届出書、並びに適時開示資料及び訂正に係る適時開示資料について、訂正が必要となる可能性のある事象が判明し、さらに平成26年3月期以降に行われた外部へのファイナンシャル・アドバイザー報酬の支払、借入金及び新株予約権行使に関する事項、及び当社子会社である株式会社オプトガイアを通じた業務提携先への資金拠出等に関しても、当社が開示した内容に訂正が必要となる可能性のある事象が判明いたしました。

当社は、平成27年5月7日に社内調査委員会を発足し、事実関係の調査を行うことを決定いたしました。その調査過程において、少なくとも調査対象の一部について訂正が必要となる可能性が高いことが判明し、また、当該事項について当社役員が関与している可能性が高いことが判明いたしました。

以上を踏まえて、当社は、事実関係の確認を含めて、より客観的かつ公正な立場から調査を実施することが必要であると判断し、平成27年5月20日開催の取締役会において、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、社内調査委員会の調査を引継ぐことを決定し、事実関係の確認について、訂正を要する会計処理の有無を含めて第三者委員会の調査対象とすることといたしました。

平成27年7月30日付けで、当社は第三者委員会より調査報告書（最終報告）の提出を受けました。同委員会による調査の結果、訂正が必要となる一連の不適切な会計処理が存在し、また当該事項について当社役員が関与していることが判明いたしました。

具体的には、取締役会をはじめとした取締役間の「ガバナンス機能」の欠如、及び取締役における金融商品取引法や適時開示制度などに対する「コンプライアンス意識」の欠如などから、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に重要な不備があったため、適正な会計処理が行われなかったものと認識しております。

これに伴い、平成26年3月期の有価証券報告書、及び平成27年3月期第1四半期から第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出することといたしました。

なお、重要な不備については、本件報告書提出時点において是正が完了していません。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会からの提言を踏まえて、以下の再発防止策を講じ、内部統制の改善・強化を図ってまいります。

- ( 1 ) 取締役会をはじめとする「ガバナンス機能」の強化
  - 重要事項の取締役会への付議・審議の徹底
  - 重要情報の取締役会・社長への報告・共有の徹底
  - 取締役会議事録の適時作成
  - 監査役による取締役に対する監督・牽制機能の強化
  - 子会社管理体制の構築 等
  
- ( 2 ) 全社的な「コンプライアンス意識」の強化
  - 金融商品取引法及び適時開示制度等の遵守
  - 社内稟議申請ルールの遵守
  - 契約締結ルール及び調印ルールの遵守
  - 反社会的勢力チェック・対応ルールの遵守 等

#### 4【付記事項】

上記3の通り、平成27年5月7日に社内調査委員会を設置し、5月20日に第三者委員会を設置しております。また、6月30日付けで第三者委員会より調査報告書（中間報告）の提出を受け、7月30日付けで調査報告書（最終報告）の提出を受けております。

#### 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。